

定款等の変更の概要

対象事項	主な変更内容	備考
定 款	<ul style="list-style-type: none"> ・処分事業の対象としてきた高レベル放射性廃棄物を含む第一種特定放射性廃棄物に加えて、第二種特定放射性廃棄物を処分事業の対象として追加することに伴う変更。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最終処分法第 44 条 2 項に基づく変更認可申請 ・事業計画書についても合わせて提出
業 務 方 法 書	<ul style="list-style-type: none"> ・第二種特定放射性廃棄物を処分事業の対象として追加することに伴い、拠出金の徴収対象者を「発電用原子炉設置者」に加え「再処理施設等設置者」を追記。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最終処分法第 61 条 1 項に基づく変更認可申請
2008 事業年度 事業計画 // 予 算	<ul style="list-style-type: none"> ・第二種特定放射性廃棄物を処分事業の対象として追加することについて、次の各項目に反映。 ①概要調査地区等の選定、②最終処分に関する技術開発等、③最終処分に関する技術協力、④拠出金の徴収 ・第二種特定放射性廃棄物を処分事業の対象として追加することに伴う支出額の増加および短期借入金の実施等を織り込むとともに、最終処分法および省令の改正に基づき区分経理を変更。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最終処分法第 64 条に基づく変更認可申請
// 資 金 計 画 実 施 計 画	<ul style="list-style-type: none"> ・予算について記載した上記の内容に同じ。 ・国の「特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画」の改定に伴う変更。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最終処分法第 5 条 1 項に基づく変更承認申請